

一般財源	<p>用途に制限のない財源。特定財源に対する概念。一般的に地方税、地方譲与税及び地方交付税の合計額。なお、市町村においては、これらのほか、さらに都道府県から市町村が交付を受ける利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金（大都市のみ）等を加算した額をいう。</p>
起債制限比率	<p>地方債の許可に係る指標の一つで、地方債元利償還金（普通交付税において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された部分及び事業費補正により基準財政需要額に算入された部分を除く）に充当された一般財源の標準財政規模に対する割合で、通常3ヵ年平均が用いられる。</p> <p>起債制限比率は20%を超えると、その超える段階ごとに起債が制限される。</p>
義務的経費	<p>地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費のことであり、職員の給与等の人件費、生活保護等の扶助費及び地方債の元利償還等の公債費からなっている。</p>
形式収支	<p>歳入歳出差引額ともいい、歳入決算総額から歳出決算総額を引いたもの。</p>
経常収支比率	<p>地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税などを中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）の総額に占める割合。</p>
減債基金	<p>地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。</p>
減税補てん債	<p>個人住民税等の税制改正に伴う地方公共団体の減収額を補てんするために発行される地財法5条の特例の地方債。税の振り替わりとしての性格を持つものであり、一般財源と同様に建設事業以外の経費にも充当できる。</p>
公債費比率	<p>地方公共団体における公債費の財政負担の度合いを判断する指標の一つで、地方債元利償還金（普通交付税において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された部分を除く）に充当された一般財源の標準財政規模に対する割合。</p>
公債費負担比率	<p>地方公共団体における公債費の財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合。この比率が高いほど財政運営の硬直性が高まることとなり、財政運営上、1</p>

	5%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。
国庫支出金	国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。
財政調整基金	地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。
財政力指数	地方公共団体の財政力の強弱を示す指数で、普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3年間の平均値を用いる。この指数が1に近い(あるいは1を超える)ほど財政に余裕があるとされている。
債務負担行為	数年度に渡る建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のような債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなど、将来の財政支出を約束する行為。歳入歳出予算とともに予算の一部を構成する。
実質収支	形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いたもの。この収支がマイナスとなれば、赤字団体と称される。
実質収支比率	実質収支を標準財政規模で除したもの。大きければよいというものではなく、通常3～5%が適当とされている。(20%を超過すれば財政再建計画の策定が必要となり、地方債の発行も制限される。)
実質単年度収支	単年度収支に、実質的な黒字要素である財政調整基金積立額・地方債繰上償還額を加え、実質的な赤字要素である財政調整基金取崩額を控除したものの。
諸収入	地方公共団体の一般会計における歳入予算の計上科目の一つであり、特定の歳入のための科目ではなく、他の収入科目に含まれない収入をまとめた科目の名称。延滞金、預金利子、受託事業収入、雑入などがある。
人件費比率	地方公共団体における歳出決算上の人件費構成比率をいう場合と、経常収支比率のなかの人件費の占める比率をいう場合があるが、通常は前者のことをいう場合が多い。
単年度収支	当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いたもので、当該年度のみ収支を明らかにしようとするもの。

**地方交付税** 地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税それぞれの一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税。地方交付税には、一定の算式により交付される普通交付税と災害等特別の財政事情に応じて交付する特別交付税がある。

**地方公営企業** 地方公共団体が経営する企業のことをいう。水道事業、下水道事業、病院事業など主として事業運営のための経費を事業運営に伴う収入をもって賄っている事業（独立採算を原則とする事業）がこれに属する。

**地方債** 地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が一会計年度を越えて行われるもの。いわゆる地方公共団体の借金で、地方債を起こすことを「起債」という。  
地方公共団体の歳出は、地方債以外の財源をもって賄うことが原則とされており、地方債の発行に際しては、自治大臣又は都道府県知事の許可が必要となっている。

地方債許可制度については、地方分権推進計画に沿って、地方公共団体の自主性をより高める観点に立って平成18年度から廃止し、地方公共団体は自治大臣又は都道府県知事との協議を行うという仕組みに移行することとなっている。

**地方債計画** 毎年度の国の財政投融资計画と関連して総務省が策定する地方債の年度計画で、事業別の起債許可予定額を示した全体計画。

**地方財政計画** 内閣が作成する、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類のこと。地方財政計画には、地方交付税制度とのかかわりにおいて地方財源の保障を行う、地方財政と国家財政・国民経済等との調整を行う、個々の地方公共団体の行財政運営の指針となる、という役割がある。

**地方譲与税** 国税として徴収され、そのまま地方に譲与される税。課税の便宜その他の事情から、徴収事務を国が代行しているもの。地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、消費譲与税等がこれに属する。

**投資的経費** 道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

## 用語説明

特定資金公共投資事業債	N T T株式の売却収入を活用した国の無利子貸付け。償還に合わせて同額の国庫補助金が交付される。形式的には地方債であるが、実質的には国庫補助金と同様である。
都道府県支出金	都道府県の市町村に対する支出金。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として交付する支出金とがある。
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。
普通会計	地方公共団体における公営事業会計以外の会計。
臨時財政対策債	<p>地方財政対策において、地方財源の不足に対処するため、従来の交付税特別会計借入金による方式にかえて、平成13～18年度までの間、地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を各地方公共団体において発行することとされた。</p> <p>この臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税に算入されることとなっている。</p> <p>なお、臨時財政対策債は、通常の地方債とは異なり、一般財源として取り扱うこととなっている。</p>